

## (14) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

平成29年1月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児休業法第2条第1項の条例で定める者） 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第	（育児休業法第2条第1項の条例で定める者） 第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第

6条の4第1号に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることのできない者とする。

6条の4第2項に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員が養子縁組によって養親となることのできない者とする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。